

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年2月24日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

## 措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・前期）（25 監査第 52 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 計画及び設計について</b></p> <p>(1) 防火水槽のフェンスの計画及び設計に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>鬼無里No. 138防火水槽安全対策工事及び戸隠No. 5109他防火水槽安全対策工事は、上部に蓋のない防火水槽の既存フェンスが老朽化したことに伴い、安全対策のために更新工事を実施したものである。</p> <p>鬼無里のフェンスは鋼製の加工製作品で高さ0.9m、戸隠のフェンスは亜鉛めっき塗装の既成品で高さ1.1mであった。</p> <p>しかし、長野市消防局防火水槽安全対策基本指針では、「フェンスの地盤面から上端までの高さは1.1m以上とする」と定められている。</p> <p>担当課では、長野市との合併前に設置したものと同じ高さで施工したとのことであるが、フェンスの高さが安全対策基本指針で定める高さに満たない今回の施工箇所については、早急に安全対策を講じられたい。</p> <p>また、1m当たりの施工単価は、戸隠の約13,000円に対し、鬼無里は約25,000円と1万円以上の開きがあった。両地域ともに積雪地域であることから、今後、フェンスの構造については、耐久性、安全性及び費用対効果等を考慮し、統一的な方針を設けるよう検討されたい。</p> <p>(消防局総務課)</p>	<p>フェンスの高さが「長野市消防局防火水槽安全対策基本指針」で定める高さに満たない鬼無里の施工箇所については、今年度中に0.2mの嵩増し工事により、改善を図る。</p> <p>また、フェンスの構造については、これまで具体的な定めはなかったため、新たに指針の中で定める。</p> <p>(消防局総務課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・前期）（25 監査第 52 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>2 積算について</b>  <b>工事費の積算について注意すべきもの</b>            (報告書 4 ページ)</p> <p>(1) 共通仮設費の安全費に該当する交通誘導員の費用を、現場管理費に計上していたもの(信州新町情報通信施設光ケーブル張替及び移設工事)</p> <p>(2) 所定の共通仮設費率に含まれる準備費の除草等の費用を別途積上げ計上していたもの(①豊野支所駐車場整備工事)</p> <p>(3) 設計金額300 万円以上の工事において、一般管理費等率に乗じる補正係数(前払金支出割合により決定)が誤っていたもの(長野駅東口区画整理事業 特4. 7-19号線外道路築造工事)</p> <p>以上については、国及び県の積算基準に基づき、工事費積算の適正化を図るとともに、チェック体制を強化されたい。</p> <p>また、豊野支所駐車場整備工事は、平成25年3月5日付けで増額の変更契約を締結したが、それぞれの変更項目については、受注者と工事施工協議(指示)書等による協議を行っていなかった。設計変更の手続については、長野市契約規則など契約に関する法令に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(情報政策課、都市内分権課、豊野支所、公園緑地課、駅周辺整備局)</p>	<p>交通誘導員の費用を現場管理費として計上したることについては、職員の工事費積算に関する知識不足が原因であったため、直ちに積算基準を確認し、平成 25 年 11 月 1 日以降に発注した工事について、積算基準に則り適切に積算をすることで改善を図った。</p> <p>(情報政策課)</p> <p>伐採費等を準備費として別途積上げ計上したことについては、県の積算基準 2-3 準備費(1)-4「工事施工上必要な準備作業」に該当すると判断したものであるが、工事施工範囲の伐採作業は上記に該当せず、共通仮設比率に含まれるものであり、運搬費及び処分費のみ別途計上するものであると判明した。今後は、積算基準に則り適正に積算するように、平成 25 年 8 月 15 日、職員に周知徹底をすることで改善を図った。</p> <p>また、豊野支所駐車場整備工事の変更項目について受注者と工事施工協議(指示)書等による協議を行っていなかったことについては、監督員日誌及び施工図にて承諾したものであり、今後は、長野市契約規則など契約に関する法令に則り処理するように、平成 25 年 8 月 15 日、職員に周知徹底をすることで改善を図った。</p> <p>(都市内分権課、豊野支所)</p> <p>共通仮設費率に含まれる準備費の除草等の費用については、除草作業から搬出处分までを一連の作業として捉え、県の積算基準 2-3 準備費(1)-4「工事施工上必要な準備作業」に該当すると判断したことが原因であったため、今後、除草に関しては、共通仮設費率に含まれる準備費で対応するものとし、除草作業により生じた廃棄物を搬出处分する場合は、運搬費及び処分費のみ別途計上して積算するように、設計担当者に周知徹底を図るとともに、設計書の決裁段階において、廃棄物の搬出处分に関する項目を必ず確認するように、チェック体制を強化した。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・前期）（25 監査第 52 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p><b>3 契約について</b></p> <p>(1) 随意契約（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項）について注意すべきもの</p> <p>(ア) 第 2 号（目的・性質が競争入札に適さない）の理由を拡大解釈したもの (報告書 5 ページ)</p> <p>もんぜんぷら座 6 階事務室新設建築工事外 2 件（機械設備、電気設備）は、平成 25 年 2 月 18 日から 3 月 15 日までの契約期間で、秘書課国際室のもんぜんぷら座への移転に伴い、6 階の空きスペースに事務室（間仕切り等）及び機械設備（エアコン等）、電気設備（照明、コンセント等）を新設したものである。</p> <p>3 件の工事は何れも随意契約を締結し、その理由は地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により「本工事は短期間での完了と隣接するテナント（株NTTソルコ）へ影響を及ぼさないことが前提で、過去の改修工事やテナント入居工事の施工実績があり、施設全体の状況を把握している当該業者以外での実施ができないため。」とされている。</p> <p>この第 2 号の適用に当たっては、「特定される事業者以外の事業者では当該業務は出来ない」という明確な理由が必要となっている。しかし、施設管理者の市が過去の工事の完成図書や現地調査により設計及び発注を行っており、適切な監督業務を行うことによって、他の事業者でも当該工事の施工は可能であったと考える。</p> <p>また、図 1 のようにテナントの外周は壁で</p>	<p>(続き)</p> <p>一般管理費等率に乗じる補正係数の誤りについては、「前払の取扱いに関する変更事項について（通知）」によって変更されていたが、十分な認識を欠いたことが原因により、従来積算方法にて積算を行なったもの。</p> <p>局内において、通知文を再確認するとともに、積算に関するチェックリストを作成し複数の職員による確認を行なうことで改善を図った。 (駅周辺整備局)</p> <p>本件については、短期間での工事完了や、隣接するテナントへの影響を及ぼさないこと等を目的に、当該施設で過去に施工実績のある業者と随意契約を締結したものである。</p> <p>今後、工事発注に当たっては、過去の施工実績から安易に事業者を選定するのではなく、適切な監督業務を行うことで他業者でも施工が可能であるか、現地調査期間や機器納期に伴う工期が確保できるか等を含めて十分検討し、適正な工事発注に努めていくよう担当内で確認した。 (庶務課)</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・前期）（25 監査第 52 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>完全に囲まれている。3 件の工事はそこに隣接しているものの、通路をはさんで施工されており、間仕切り壁の隣接延長も 4 m 程度で、設計図書及び施工状況写真等からはテナントの業務に影響が及ぶことは考えにくい。</p> <p>随意契約においては、ほとんど競争性が働かず、積算に基づき決められる予定価格に近い金額で契約されることが多い（当該建築工事100%、機械設備工事100%、電気設備工事88%）。</p> <p>随意契約の実施に当たっては、その根拠となる事実について十分精査するとともに、競争性、経済性、透明性を重視し、適正な工事発注に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（庶務課）</p> <p>（イ）同第 6 号（競争入札に付することが不利と認められる）の理由を拡大解釈したもの（報告書 6 ページ）</p> <p>小鍋下水道工事は、平成 24 年 11 月 5 日から平成 25 年 3 月 31 日までの契約期間で、下水道認可計画に基づき市道予定地に下水道管を整備するために実施したものである。</p> <p>本工事は、県が発注した急傾斜地崩壊対策工事 2 工区の受注者と随意契約を締結しており、積算工事価格に対する契約額の比率は 99.3%であった。</p> <p>随意契約の理由は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号により「本工事は既に契約履行中の平成 24 年度急傾斜地崩壊対策工事と同一区間内である。工事の輻輳を避けて、安全・円滑かつ適切な施工を確保するために随意契約したい。」とされている。</p> <p>しかし、県発注の急傾斜地崩壊対策工事 2 工区の施工範囲と今回市発注の下水道工事の箇所とは重複しておらず（図 2 参照）、随意契約の理由とは異なる状況であった。</p> <p>担当課では、県管理の工事用搬入路への下水道管布設工事であり、県の指示により期限内に完成することを求められたため、工事請</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>本件については、県が発注した工事への影響を避けるために随意契約としたものであるが、今後は、随意契約ガイドラインに基づいて適正な工事発注に努めるよう周知徹底することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（下水道整備課）</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・前期）（25 監査第 52 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>負契約における随意契約方式の的確な運用について（随意契約ガイドライン：昭和 59 年 7 月 11 日付建設省厚発 308 号）に記された、競争入札に付することが不利と認められる場合として、「他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合」が掲げられていることから、これに基づいて随意契約したとしている。</p> <p>一方、長野市建設工事請負契約約款及び長野市土木工事共通仕様書では、「関連工事の調整」、「請負者相互の協力」を定め、発注者の調整義務及び受注者間の調整に対する協力義務として、施工上密接に関連する複数の工事に関して、事業者間での適切な施工を確保する対応策を示しており、工事関係者による安全連絡協議会を立ち上げ、調整することも可能であったと考える。</p> <p>今回は、資材等の搬入路使用の調整や生活道路の確保が必要であったと思われるが、慎重な工事発注が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（下水道整備課）</p> <p>（2）変更契約に関し注意すべきもの（一般管理費等の調整により、工事費の総額を同額としている）について</p> <p style="text-align: right;">（報告書 7 ページ）</p> <p>寺尾浄水場浄水池築造工事は、平成 24 年 6 月 6 日から平成 25 年 3 月 15 日までの契約期間で、他の水源を廃止することに伴い、川合新田水源から松代地区への配水の経由地となる寺尾浄水場の浄水池容量を増量するために、浄水池水槽の築造及び配管室を建築したものである。</p> <p>この工事は、平成 25 年 2 月に工期延長（3 月 15 日→5 月 31 日）の変更契約を行い、その後 5 月に工事内容の変更契約を行っている。その 5 月の変更契約について、変更設計書を確認したところ、直接工事費の増額と、</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>指摘された変更契約に伴う設計書の作成については、今後基準に沿った積算を行い、適正に対応するよう周知徹底した。</p> <p>また、建築工事の積算についても、各々の基準に従い積算するよう周知徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（浄水課）</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・前期）（25 監査第 52 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>それに伴う工事原価を増額する一方で、増額分と同額を一般管理費等から減じ、合計金額の変更はないものとされていたが、このような一般管理費の算定は、国及び県の積算基準には定められていない。契約の変更については、適正に対応するよう努められたい。</p> <p>また、工事費の積算は、水槽部分と配管室部分が一体的に機能しているため、一般土木の積算基準により算出しているが、配管室部分については、工事種別が建築であることから、分離して建築工事の積算基準を適用されたい。</p> <p>(浄水課)</p>	